

京都市市税条例の一部を改正する条例（令和2年6月2日京都市条例第 5 号）（行財政局税務部税制課）

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）が公布されたことに伴い、次のとおり必要な措置を講じることとしました。

1 個人の市民税

- (1) 所得割の納税義務者が、指定行事の中止等により生じた入場料金等払戻請求権の全部又は一部を指定期間内に放棄した場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中にその放棄をした部分に係る入場料金等払戻請求権相当額（一定の金額を除きます。）の寄附金を支出したものとみなして、寄附金税額控除を適用することとします。（附則第31条関係）
- (2) 住宅借入金等特別税額控除について、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第6条第4項の規定の適用を受けた場合は、その適用期限を令和16年度まで延長することとします。（附則第32条関係）

2 固定資産税及び都市計画税

- (1) 中小事業者等が所有し、かつ、その事業の用に供する家屋及び償却資産に対して課する令和3年度分の固定資産税又は都市計画税の課税標準を、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により事業収入割合が100分の70以下となる場合にあってはその価格に2分の1を乗じて得た額とし、100分の50以下となる場合にあっては零とします。（附則第33条関係）
- (2) 中小事業者等が令和3年3月31日までの間に生産性向上特別措置法に規定する認定先端設備等導入計画に従って取得をした同法に規定する先端設備等に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その適用対象に事業の用に供する家屋及び構築物を加えることとします。（附則第34条関係）

3 軽自動車税

自家用の3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率を100分の1とする特例措置について、その対象となる軽自動車の取得期限を令和3年3月31日まで延長します。（附則第16条の4の6関係）

4 その他

- (1) その他必要な規定の整備を行います。

(2) 上記2及び3の改正は公布の日から、上記1の改正は令和3年1月1日から施行
します。

京都市市税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和2年6月2日

京都市長 門川大作

京都市条例第 5 号

京都市市税条例の一部を改正する条例

第1条 京都市市税条例の一部を次のように改正する。

附則第16条の4の6第3項中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則に次の3条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る申請書の訂正等の期間)

第30条 第4条の3第8項(京都市宿泊税条例第17条前段において適用する場合を含む。)の規定は、法附則第59条第3項前段において準用する法第15条の2第8項前段に規定する条例で定める期間について準用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の家屋及び償却資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例)

第31条 法附則第61条第1項各号列記以外の部分に規定する特例対象資産に対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第42条、第43条又は第216条第1項の規定にかかわらず、令和3年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該特例対象資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格に、法附則第61条第1項各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(新型コロナウイルス感染症等に係る先端設備等に該当する家屋及び構築物に対する固定資産税の課税標準の特例)

第32条 法附則第62条の規定の適用を受ける固定資産に対して課する固定資産税の課税標準は、第42条又は第43条の規定にかかわらず、法附則第62条に規定するところによる。この場合において、同条に規定する条例で定める割合は、零とする。

第2条 京都市市税条例の一部を次のように改正する。

附則第32条前段中「附則第62条」を「附則第64条」に改め、同条を附則第34条とする。

附則第31条中「附則第61条第1項各号列記以外の部分」を「附則第63条第1項各号列記以外の部分」に、「附則第61条第1項各号に」を「附則第63条第1項各号に」に改め、同条を附則第33条とし、附則第30条の次に次の2条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第31条 市民税の所得割の納税義務者が、指定行事（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事をいう。）の中止等（同条第1項に規定する中止等をいう。）により生じた入場料金等払戻請求権（同項に規定する入場料金等払戻請求権をいう。）の全部又は一部を同項に規定する指定期間内に放棄した場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第27条の6第3項の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第32条 市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第5条の3第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び次項の規定は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定による改正後の京都市市税条例附則第31条の規定は、地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）附則第4条に規定するときについても適用する。この場合においては、その寄附金の支出を新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第5条第1項に規定する入場料金等払戻請求権（以下「入場料金等払戻請求権」という。）の全部又は一部の放棄と、当該支出に係る寄附金の額を当該放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の価額とみなす。

(行財政局税務部税制課)